議案第36号

勤務時間の変更に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について

勤務時間の変更に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年 3月 1日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

勤務時間の変更に伴う関係条例の整備等に関する条例

(ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市職員の勤務時間,休暇等に関する条例(平成14年条例第4 5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項及び第6条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例 (平成6年条例第30号) の 一部を次のように改正する。

第9条の3各号中「20時間,24時間又は25時間」を「19時間25分,

19時間35分,23時間15分又は24時間35分」に改める。

第10条第3項中「6時間」を「5時間45分」に改める。

(ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 ひたちなか市職員の給与に関する条例(平成6年条例第35号)の一部を 次のように改正する。

第19条第2項及び第6項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第9号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(勤務時間の変更に伴う給与の調整)

8 当分の間,第20条第3項の規定にかかわらず,パートタイム会計年度任用職員の報酬に係る基準月額は、同項の規定により算出した額に40分の38. 75を乗じて得た額として、同条第1項及び第2項,第22条から第27条まで並びに第28条第1項の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。
 - (ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後において育児短時間勤務 (ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例(以下「育児休業条例」とい う。)第9条の2第1号に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をする ため、育児休業条例第9条の4の規定による承認又は期間の延長を受けようとす る職員は、施行日前においても、同条の規定により、当該承認又は期間の延長を 請求することができる。
- 3 この条例の施行の際現に育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間 勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行 日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者が当該職員の 意見を聞き定めた内容の育児短時間勤務をすることの承認があったものとみな す。

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(ひたちなか市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

5 ひたちなか市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例(平成20 年条例第4号)の一部を次のように改正する。

付則に次の見出し及び4項を加える。

(勤務時間の変更に伴う経過措置)

- 3 勤務時間の変更に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和5年条例第号。以下「勤務時間変更条例」という。)の施行の日(以下「勤務時間変更条例施行日」という。)以後において修学部分休業をするため、第2条第1項の規定による承認を受けようとする職員は、勤務時間変更条例施行日前においても、同項の規定により、当該承認を申請することができる。
- 4 勤務時間変更条例の施行の際現に修学部分休業をしている職員に係る当該修 学部分休業の承認は、勤務時間変更条例施行日の前日を限り、その効力を失う ものとし、勤務時間変更条例施行日に、勤務時間変更条例施行日から当該修学 部分休業の期間の末日までの間において任命権者が当該職員の意見を聞き定め た内容の修学部分休業をすることの承認があったものとみなす。
- 5 勤務時間変更条例施行日以後において高齢者部分休業をするため、第3条第 1項の規定による承認を受けようとする職員は、勤務時間変更条例施行日前に おいても、同項の規定により、当該承認を申請することができる。
- 6 勤務時間変更条例の施行の際現に高齢者部分休業をしている職員に係る当該

高齢者部分休業の承認は、勤務時間変更条例施行日の前日を限り、その効力を 失うものとし、勤務時間変更条例施行日に、勤務時間変更条例施行日から当該 高齢者部分休業の期間の末日までの間において任命権者が当該職員の意見を聞 き定めた内容の高齢者部分休業をすることの承認があったものとみなす。

No. 1

備考

 \Box

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は,休憩時間を除き,4週間を超えない期間につき1|第2条 職員の勤務時間は,休憩時間を除き,4週間を超えない期間につき1 週間当たり40時間とする。

2 略

- 3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職 3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職 員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項 の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間 当たり16時間から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。
- に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職 員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定 にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり 32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 略

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間 の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等について は、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日に つき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用 短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については, 1週間ごとの期間に ついて、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとす る。

第4条 略

(休憩時間)

第6条 略

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、

(1週間の勤務時間)

週間当たり38時間45分とする。

新

- 員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は,第1項 の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間 当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
- 4 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用4 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用 に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職 員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定 にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり 31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 略

45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等に ついては、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし, 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については, 1週間 ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間 を割り振るものとする。

第4条 略

(休憩時間)

第6条 略

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合にお 前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則しいて、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすとき の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすること は、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満と

旧	新	備考
ができる。	することができる。	
3 略	3 略	

 \Box

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

- 第9条の3 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、 勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる勤務 の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形 態に該当するものを除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、か つ, 1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。
 - (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1 週間当たりの勤務時間が20時間,24時間又は25時間となるよう に勤務すること。
 - (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週 休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24 時間又は25時間となるように勤務すること。

(部分休業の承認)

第10条 略

2 略

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤 職員について1日につき定められた勤務時間から6時間を減じた時間を超え ない範囲内で(当該非常勤職員が、勤務時間条例第19条の規定により定め る勤務時間条例第15条の規定による特別休暇に相当する休暇又は勤務時間 条例第16条の2の規定による介護時間に相当する時間の承認を受けて勤務 しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当 該特別休暇に相当する休暇又は当該介護時間に相当する時間の承認を受けて 勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

新 (育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

- 第9条の3 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、 勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる勤務 の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形 態に該当するものを除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、か つ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。
 - (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1 週間当たりの勤務時間が19時間25分,19時間35分,23時間 15分又は24時間35分となるように勤務すること。
 - (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週 休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25 分,19時間35分,23時間15分又は24時間35分となるよう に勤務すること。

(部分休業の承認)

第10条 略

2 略

職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間 を超えない範囲内で(当該非常勤職員が、勤務時間条例第19条の規定によ り定める勤務時間条例第15条の規定による特別休暇に相当する休暇又は勤 務時間条例第16条の2の規定による介護時間に相当する時間の承認を受け て勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間 から当該特別休暇に相当する休暇又は当該介護時間に相当する時間の承認を 受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

備考

 \Box 新 備考 (時間外勤務手当) (時間外勤務手当) 第19条 略 第19条 略 2 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤 2 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤 務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超 務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超 えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤 えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤 務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用 務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定 については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の 応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則 区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内 で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 $3\sim5$ 略 $3\sim5$ 略 6 第2項に規定する8時間に達するまでの間の勤務に係る時間について前2 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間につい 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用につ て前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適 いては、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「10 用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、 0分の100 とする。 「100分の100」とする。

ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表(第4条関係)

ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表(第4条関係)			
旧	新	備考	
付 則	付 則		
(ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改	(ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改		
正)	正)		
7 略	7 略		
	(勤務時間の変更に伴う給与の調整)		
	8 当分の間,第20条第3項の規定にかかわらず,パートタイム会計年度任		
	用職員の報酬に係る基準月額は、同項の規定により算出した額に40分の3		
	8.75を乗じて得た額として,同条第1項及び第2項,第22条から第2		
	7条まで並びに第28条第1項の規定を適用する。		
	1.A.S. C. H.O. (C. A. Z. O. A.A. 1. 22.700.C. S. L. D. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.		

旧	新	備
付 則	付則	
(高齢者部分休業に関する経過措置)	(高齢者部分休業に関する経過措置)	
略	2 略	
	(勤務時間の変更に伴う経過措置)	
	3 勤務時間の変更に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和5年	 工条例第
	号。以下「勤務時間変更条例」という。)の施行の日(以下「勤	勤務時間変
	更条例施行日」という。) 以後において修学部分休業をするため,	第2条第
	1項の規定による承認を受けようとする職員は、勤務時間変更条例	列施行日前
	においても, 同項の規定により, 当該承認を申請することができる	Q
	4 勤務時間変更条例の施行の際現に修学部分休業をしている職員	こ係る当該
	修学部分休業の承認は、勤務時間変更条例施行日の前日を限り、	その効力を
	失うものとし、勤務時間変更条例施行日に、勤務時間変更条例施行	〒日から当
	該修学部分休業の期間の末日までの間において任命権者が当該職員	員の意見を
	聞き定めた内容の修学部分休業をすることの承認があったものとみ	なす。
	5 勤務時間変更条例施行日以後において高齢者部分休業をするため	め, 第3条
	第1項の規定による承認を受けようとする職員は、勤務時間変更多	条例施行日
	前においても、同項の規定により、当該承認を申請することができ	<u>る</u> 。
	6 勤務時間変更条例の施行の際現に高齢者部分休業をしている職員	員に係る当
	該高齢者部分休業の承認は、勤務時間変更条例施行日の前日を限り	り,その効
	力を失うものとし、勤務時間変更条例施行日に、勤務時間変更条例	列施行日か
	ら当該高齢者部分休業の期間の末日までの間において任命権者が当	当該職員の
	意見を聞き定めた内容の高齢者部分休業をすることの承認があった	たものとみ
	なす。	